

2022年9月30日

2023年世界選手権大会及び2024年パリオリンピックにおける選手選考基準について

1 2023年世界選手権大会派遣選手選考基準

(1) オリンピック階級について

ア、2022年天皇杯及び2023年明治杯優勝者が同じ選手の場合、当該選手に世界選手権大会出場権を与える。

イ、2022年天皇杯及び2023年明治杯優勝者が異なる場合、当該選手2名にて日を改めてプレーオフを行い、勝者を代表選手とする。

ウ、プレーオフについて

- ① 出場権利は、明治杯のエントリー階級とする。
- ② 日程は、2023年全日本社会人選手権大会と同日とする。
- ③ 計量は、リミット計量にて行う。

エ、補欠選手について

- ① 2022年天皇杯及び2023年明治杯優勝者が同じ選手の場合、明治杯2位選手とする。
- ② 2022年天皇杯及び2023年明治杯優勝者が異なる場合、プレーオフ敗者とする。

(2) 非オリンピック階級の階級について

ア、世界選手権派遣選手選考プレーオフを実施し、その勝者を派遣選手とする。

イ、上記プレーオフへの出場資格は、以下の条件を満たした者に付与する。

- ① 当該階級における2022年天皇杯 優勝者
- ② 当該階級における2023年明治杯 優勝者
- ③ 2022年天皇杯及び2023年明治杯のオリンピック階級で2位以内に入賞した者

ウ、非五輪階級のプレーオフは、五輪階級のプレーオフ実施後2週間後を目途にリミット計量にて実施する。

エ、補欠選手について

プレーオフ順位の成績より選出する。

2 2024年パリオリンピック選考方法

(1) オリンピック出場枠を世界選手権大会において獲得した場合の取扱い

ア 2023年世界選手権大会においてメダルを獲得した者はオリンピック大会派遣選手とする。

- イ 世界選手権大会のオリンピック出場枠取得者（※世界選手権大会のオリンピック階級で5位以内の者）でメダルを獲得していない者については、2023年天皇杯で優勝すればオリンピック派遣選手とする。
- ウ 世界選手権大会におけるオリンピック出場枠取得者と2023年天皇杯優勝者が異なる場合、後日、当該2者間でプレーオフを実施し、勝者をオリンピック派遣選手とする。
- エ 上記プレーオフは、天皇杯から1か月以内にリミット計量にて実施する。

(2) 世界選手権大会においてオリンピック出場枠を獲得できなかった場合の取扱い

- ア 2023年天皇杯優勝者をアジアオリンピック予選及び世界オリンピック予選大会に派遣しオリンピック出場枠取得者はオリンピック大会派遣選手とする。
- イ 天皇杯優勝者が怪我等で上記予選に出場できない場合は、天皇杯2位の選手を予選に派遣する。
- ウ 天皇杯2位の選手が上記予選でオリンピック出場枠を獲得した場合、当該選手と天皇杯優勝者との間でプレーオフをリミット計量にて実施し、勝者をオリンピック派遣選手とする。
- エ プレーオフ日程については別途決定するものとする。

(3) 補欠選手が世界選手権大会に出場した場合の取り扱い

- ア、オリンピック内定条件（3位以内）を満たした場合（以下、出場枠獲得選手という。）
出場枠獲得選手と世界選手権大会選考選手の2名で、2023天皇杯にてプレーオフ（1回目）を行う。
 - ① 出場枠獲得選手が勝った場合、オリンピック代表内定とする。
 - ② 出場枠獲得選手が負けた場合、世界選手権大会選考選手とプレーオフ（2回目）を行い、勝者が内定とする。
 - イ、補欠選手がオリンピック選考内定基準以外（5位以内）で国別出場枠を獲得してきた場合、（以下、出場枠獲得選手という。）出場枠獲得選手と世界代表選手の両者は天皇杯に出場する。
 - ① 2023天皇杯で出場枠獲得選手が優勝した場合、内定とする。
 - ② 2023天皇杯で出場枠獲得選手が優勝しなかった場合、2023天皇杯優勝者と1か月後にプレーオフを行い、勝者に内定とする。
- ※プレーオフ日程は追って検討

3 選考選手が怪我や病気をした場合の取扱い

上記選考基準に基づき選考された選手が、選考後、怪我や病気等により大会に欠場する可能性が生じた場合、当該選手の派遣の可否は、当協会の委嘱した医師が当該選手を診断した上で判断するものとし、当協会は当該医師の判断に従うものとする。

4 その他

- (1) 怪我の状況及び派遣可否については現行の規定通り、協会の委嘱した医師の判断で出場可否を決定する。選考選手が無理をして出場しようとするケースが考えられる。国枠獲得は個人だけでなく、協会及び国にもかかることになる。追記事項を設けることにより、コンディションが良い選手を出場させて、国枠獲得を目指すことが望ましい。

- (2) 本基準に定めのない事項が生じた場合、または、本基準の解釈に疑義が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合、強化本部長が判断した上で、これを派遣選手又は補欠選手を選考するものとする。なお、当該条項に基づき強化本部長が派遣選手又は補欠選手を選考した場合、強化本部長は選考理由を理事会その他関係各所に対し説明するものとする。

以上